

会議名称：平成28年度9月期古賀市社会教育委員の会議

日時：平成28年9月30日（金） 19時～21時

場所：古賀市役所 第2委員会室

主な議題：①「第3回古賀市生涯学習笑顔のつどい」について

②『家庭の教育力』と『地域の教育力』について（グループ討議）

傍聴者数：なし

出席者：松本議長、加藤副議長、平島委員、船越委員、

國友委員、佐々木委員、松末委員、安武委員、横大路委員

（以上委員9名）

力丸生涯学習推進課長、柴田参事補佐、野田

欠席者：角森委員

事務局：生涯学習推進課社会教育振興係

配布資料：①レジュメ

②「第3回古賀市生涯学習笑顔のつどい」を振り返って

会議内容：以下のとおり

委員：

ただ今から9月期の社会教育委員の会議を始めます。

協議事項に入る前に、報告事項(1)から先に報告されるということです。よろしくをお願いします。

（「3. 報告事項(1)古賀市生涯学習センター定期利用団体登録」について事務局より説明。）

委員：

ご質問はありますか。

委員：

こちらにも急に出てきた話で、具体的に団体の名前を出して申し訳ないんですが、「囲碁同好会」と「陶芸同好会」は24時間規制に引っかかってしまうので、非常にややこしくなっています。

蒸し返すようですが、減免も含めてすべてこういったことを取り除いて、オープンに利用ができるように改善して欲しいと思います。

委員：

他にご意見がありますか。

こういう制度は今までなかったんですか。

事務局：

研修棟の時も定期利用団体制度はあったんですが、どなたでもどこの人でも、対象になっていまして、団体の代表者が古賀市内の方であればいいというものだったようですが、どんなに市内・外の割合などの条件や書類審査もなく、申請日に来られたら手続ができる、というものであったようですので、料金の面で市内・市外の区分をつけておりませんでしたので、市内の方の利点ということで予約を通常の方よりも2ヶ月前にできる、というものにしております。

条件がなく受け付けてしまうと、他の団体が全く借りられなくなるということもありますので、1ヶ月に24時間という上限をつけています。これは、「24時間しか借りられない」ということではなくて、「先行して借りられるのは24時間までです」ということです。予約の仕方としては、1年間を4期に分けた3ヶ月ずつの区切りになっていまして、今度の1、2、3月であれば、通常の方は12月1日から申請ということですが、定期利用団体に登録されている団体は、10月1日から先行して予約をしていただける制度になります。

委員：

このことと直接関係ないんですけども、減額団体の登録について、意見を「玄界義塾」の代表者が市長となっていますが、社会教育関係団体として申請し承認されたときは市長ではなかったですが、今回の申請では市長となっていますが、その点の問題はないですか。それとも、代表が変わられましたか。

事務局：

今のところ変わっていませんが、相談をしようと思っています。今回は教育委員会として許可を出していますので、まずその辺も含めて、研究をしたいと思っています。

委員：

それは決まりには抵触しないんですか。

事務局：

契約の場合は双方代理という言い方するんですけども、どちらも権利者が同じ人になってしまうということになるんですが、この場合がそれに該当するかどうか、というのは、この場では何とも判断が難しいのかと思います。

この件につきましては、代表者が市長ということで、事務局では整理できるように話をしながら、代表者を変更するなど、方針が決まり次第、ここでご報告させていただきたいと思います。

委員：

それでは、「2. 協議事項(1)『第3回古賀市生涯学習笑顔のつどい』について」、事務局からお願いします。

事務局：

前回、皆さんから意見を出していただいた内容をまとめておりますが、中身については省略させていただきます。

「11、つどいの構成」ということで黒田館長からお話がありまして、実践報告団体の話があまり長くなると参加者がきつくなるため、1団体15分が上限となり、説明が駆け足になってしまうので、2団体20分上限の方が参加者の理解をより得られるのではないかという話をお伺いしていましたので、その点をつけ加えています。

開催時期につきましても、委員から6月中旬から7月中旬がよいのではとお話がありましたので、多目的ホールを使用するには先に予約しないと、日程が狭まってしまうことから、古賀市の平成29年の人権カレンダーに記載されているイベントの内容を入手し、また、今年度の6、7月の行事予定表をつけています。

6月の中旬から7月の中旬ということで、まず6月の中旬の第3土日になりますと消防ポンプ操法大会が入ってしまっていて、総務課に尋ねたところ、来年度も6月中旬の予定ということです。翌第4週は、既に男女共同参画フォーラムが決まっています。7月の第1土・日曜日は本年度としては予定がありません。第2土日は、「同和問題を考える市民のつどい」が決まっていますので、以上のことから、7月1日を事前に仮押さえをしています。

以上のことを踏まえて、ご協議いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

委員：

日程とつどいの構成ということですが、日程については6、7月が良いのではということで、7月2日の日曜日が1番最有力ですが、各地域や団体のイベントと重なってはいませんか。会場は仮押さえしているということですが。

委員：

平成28年は7月3日にPTAの指導者研修会が行われましたので、平成29年度もそのあたりで行われるのではないかと思います。

委員：

では、一応2日の日曜日を仮押さえさせていただいて、PTAの指導者研修会については事務局校に確認して、日程が一緒でなければ、来年度は7月2日日曜日に第4回の開催予定です。

つどいの構成については、何かご意見がありますか。黒田館長からのご意見、駆け足になるので2団体、20分上限での実践報告ということは発表される方も余裕をもって話せるし、参加者の理解も得やすいということですが、「やっぱり3団体がいいのでは」、という方はいらっしゃいますか。

委員：

特に、古賀東校区コミュニティ協議会ですが、時間に追われて早口で話したので、皆さん分かりにくか

った、ということもありましたので、それを考えても、余裕を持たせたほうがいいのかと思います。

委員：

私も同じく、今年のプログラムでいくなら2団体が良いのかなと思います。古賀西校区コミュニティ運営協議会が発表するときに関わりましたが、プレゼンを何回も精査して、打ち合わせを事前にしたんですが、縮めて17分でした。もう2分オーバーは我慢してもらおうと言うことで、17分で発表させていただきました。

委員：

坂崎さんに伺っても、よそでは1時間以上話していると言われたので、地元でこそ長く話していただかないといけないのが、15分しかなかったのも、やはり15分は短いかなと思いました。

委員：

私も2団体の方が良いと思いました。

委員：

私も2団体が良いと思いました。2団体でいくと、校区毎にピックアップしていくと今後の校区を2団体でいくと、古賀市全体が網羅できるのかなということも含めて、ちょっと見通しを持って、取り組んだらどうか、と思います。

委員：

コミュニティの発表、それと子ども・若者に関わる団体の発表、ある特定の意思を持って、例えば環境であるとかその領域の団体という意味では、いろんなバリエーションがよかったなと思いますが、確かに駆け足だった、まとめ方にもよるのかなと思いますけれども、あんまり欲張らずに2団体ぐらいで、やるのもいいのかなと思います。確かに疲れますし、ついていけないところがあるようでした。私たちはリハーサルで事前に何回も聞くからなんとなく分かります。特に古賀東校区コミュニティ協議会は、昨年度地域に伺ってお話を聞いていて、理解しているところがありました。

参加者は、事前の情報がなく、当日初めて内容を知る方もいらっしゃるもので、難しいところかなと思います。

委員：

九州ブロックの報告は大体、分科会の実践報告は何分ぐらいやっていますか。一つの団体はどれくらい発表しますかね。

委員：

20分は話しますよね。つどい場合はアトラクションもあるのでなおさらですね。でも、あのアトラ

クッションは生涯学習ぽくって良いと思うので、そこは削りたくありませんね。

委員：

粕屋地区の研修会で、委員が『星の子文庫』の発表をしましたが、あれは何分でしたか。

委員：

20分話して、質疑応答を入れて30分か40分でした。

委員

やはり20分くらいが妥当ですかね。15分は案外、発表する側にとっては、少ないんですよね。

委員：

5分の違いって大きいですね。

委員：

基本的に、黒田館長の助言を受けて、来年度は20分2本ということで考えていきましょう。

委員：

集客は減るでしょうね。

委員：

多様な人に来て欲しいと思うと、2団体だと少なくなりますよね。

委員：

そこはアトラクションとかで人集めをしないといけないでしょうね。

つどいのまとめを読んで、何か他に意見がありましたらお願いします。

ご意見がなければ、前回の皆さんの意見を、事務局にまとめてもらっていますので、これを基調にしまして、来年度の笑顔のつどいの企画をしていきたいと思います。

それでは今からグループ討議に入りたいと思います。

9月ですので、いよいよ提言に向けて、家庭の教育班はアンケートが集約し分析して提言に向けていく、地域の教育力班は校区毎に、各団体、各地域での子どもの居場所づくりについての見学調査をしたことを出し合っていますので、もうそろそろまとめていかなくはいけないかなと思っています。

よろしくお願いします。

(グループ討議)

委員：

協議事項が終わりましたので、報告事項に移りたいと思います。

「3、報告事項(2)平成28年度福岡ブロック社会教育委員研修会」について、事務局からお願いします。

事務局：

本日はございますが、春日市ふれあい文化センターで、福岡ブロック社会教育委員研修会が行われまして、委員と委員にご出席いただきました。

ご報告等ありましたらお願いします。

委員：

今日は「NPO法人ふくおかNPOセンター」の古賀桃子さんという代表の方の講演とワークショップをされました。テーマは「参加・継続したくなる活動とは」、その講演と、グループごとに分かれて、「参加・継続したくなる活動はどんなものか」ということで情報交換をしました。

意見交換で出たものは、「負担のない活動は継続してやりたい」、その負担にも、体力、時間、お金の負担、具体的には、社会教育委員は私みたいな年金生活者が多いので、経済的な負担が少ない、などが出ました。「充実感のある活動」、「感謝される喜びいっぱい活動」、「達成感のある活動」、「楽しい活動」、「健康になる活動」、そういった活動なら参加したい、継続したい、そういう内容が多かったですね。そういった活動なら、みんな参加したいし、自分も地域貢献したい、そういった意見が出ていました。

これからもそういったところを大切にしながら、仲間づくりとか、そういった活動をぜひ社会教育委員の皆さんもつくっていきましょう、そんなお話がありました。

社会教育委員の皆さんの本音を聞くことができ、非常におもしろかったです。

委員：

自己満足だけで終わらずに、皆さんから感謝される、達成感が得られる、飲みニケーションのようなコミュニケーションをいかにうまくとっていくか、皆さん悩みは同じだなと思いました。

研修会の冒頭で講師が改めてKJ法に関するルールを説明していただいて、今まで何の気なしにやっていたのですが、ルールがあるんだなと初めて思いました。

委員：

KJ法は日本人が発案されて、その方のイニシャルだそうです。KJ法は、日頃あまり発言されない少数者の意見を拾うためにつくられたようです。大きな声で話す方や、発言力のあるリーダーがいる組織では、小さな声がうずもれてしまうので、発案されたそうです。

委員：

今言われた、継続したい活動とは、社会教育委員としての活動ですか。

委員：

社会教育委員の活動や、社会教育委員の方は独任制ですから、個人でいろいろされている活動がありますよね、そういった団体の参加したくなる活動ということですね。

委員：

委員、自分自身がということですよ。

委員：

そうですね。

他に質問がないようでしたら、「4. その他(1)各委員から、委員の皆さんから連絡や報告はありますか。

(委員より古賀西小学校「浜の運動会」について報告。委員より「古賀市文化祭」の案内。委員より「市民健康スポーツの日」の案内。)

委員：

他にないようでしたら、「4. その他(2)～(7)」について、事務局お願いします。

(「(2)第6回市民健康スポーツの日」、「(3)第16回古賀市子どもわくわくフェスタの開催について」、「(4)第4回みんなの人権セミナーについて(ご案内)」、「(5)古賀市市民劇団DAICOON公演『我が故郷こが花の如し』」、「(6)『社教情報』第75号の送付について」、「(7)『社教連会報』No.79の送付について」、事務局より説明)

委員：

他にないようでしたら、おわりの言葉を副議長からお願いします。

委員：

本日もおつかれ様でした。